

(証券コード1826)
2020年6月3日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社
代表取締役社長 土屋 三幸

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、接触感染リスク軽減のため、今回はお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

第4号議案 役員賞与支給の件

第5号議案 当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.satakensetsu.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.satakensetsu.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調にあったものの、消費増税前の駆け込み需要の反動や相次ぐ自然災害の発生に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による国内外経済の変動の影響などにより、景気後退のリスクが高まりつつあり、先行きは不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移するものの、民間設備投資は消費増税前の駆け込み需要の反動や、新型コロナウイルスの影響で低調な動きが見られるとともに、労働者不足・建設コストの上昇などにより不透明な状況が続き、依然として厳しい経営環境となりました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、土木関連106億6千4百万円(前期比5.1%増)、建築関連125億4千4百万円(前期比50.3%減)、兼業事業4億1千万円(前期比11.7%増)となり、合計で前期と比べ121億5千9百万円減少し236億1千9百万円(前期比34.0%減)となりました。

売上高は、土木関連125億4千6百万円(前期比19.4%増)、建築関連235億3千7百万円(前期比31.1%増)、兼業事業4億1千万円(前期比11.7%増)となり、合計で前期と比べ76億6千5百万円増加し364億9千4百万円(前期比26.6%増)となりました。

繰越高は、土木関連108億2千1百万円(前期比14.8%減)、建築関連87億5千8百万円(前期比55.7%減)となり、合計で前期と比べ128億7千4百万円減少し195億7千9百万円(前期比39.7%減)となりました。

営業利益は、売上高の増加や工事採算性の向上等による利益率の改善により、前期に比べ8億6千7百万円増加し15億3千8百万円(前期比129.4%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ8億8千4百万円増加し15億6千2百万円(前期比130.4%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の取崩による法人税等調整額1億1千4百万円の計上、固定資産の減損損失9千1百万円の計上などもあったものの、前期と比べ6億5千9百万円増加し11億2千3百万円(前期比142.2%増)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連92億8千9百万円(前期比2.4%増)、建築関連82億4千万円(前期比60.6%減)、兼業事業4億1千3百万円(前期比16.1%増)となり、合計で前期と比べ123億9千9百万円減少し179億4千4百万円(前期比40.9%減)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連53.0%、建築関連47.0%であり、

発注者別比率では、官公庁工事54.7%、民間工事45.3%であります。

売上高は、土木関連112億3千2百万円(前期比18.1%増)、建築関連189億5千9百万円(前期比37.9%増)、兼業事業4億1千3百万円(前期比16.1%増)となり、合計で前期と比べ69億9千万円増加し306億4百万円(前期比29.6%増)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連37.2%、建築関連62.8%であり、発注者別比率では、官公庁工事56.0%、民間工事44.0%であります。

繰越高は、土木関連105億6千3百万円(前期比15.5%減)、建築関連80億9千6百万円(前期比57.0%減)となり、合計で前期と比べ126億6千万円減少し186億5千9百万円(前期比40.4%減)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連56.6%、建築関連43.4%であり、発注者別比率では、官公庁工事64.5%、民間工事35.5%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ7億9千8百万円増加し11億1千2百万円(前期比253.7%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ7億7千9百万円増加し12億3千6百万円(前期比170.5%増)となりました。

当期純利益は、繰延税金資産の取崩による法人税等調整額9千万円の計上、固定資産の減損損失9千1百万円の計上などもあったものの、前期に比べ5億8千6百万円増加し9億8千7百万円(前期比146.1%増)となりました。

② 部門別の事業の状況

(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	12,703	10,664	12,546	10,821
	建築関連	19,751	12,544	23,537	8,758
小 計		32,454	23,208	36,083	19,579
兼 業 事 業		—	410	410	—
合 計		32,454	23,619	36,494	19,579

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	12,505	9,289	11,232	10,563
	建築関連	18,814	8,240	18,959	8,096
小 計		31,319	17,530	30,191	18,659
兼 業 事 業		—	413	413	—
合 計		31,319	17,944	30,604	18,659

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

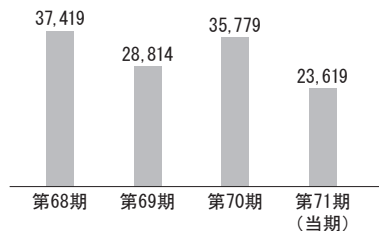
1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項目 \ 期別	2016年度 第68期	2017年度 第69期	2018年度 第70期	2019年度 第71期(当期)
受注高(百万円)	37,419	28,814	35,779	23,619
売上高(百万円)	29,140	30,224	28,828	36,494
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,266	1,070	463	1,123
1株当たり当期純利益(円)	81.67	69.03	29.91	72.43
総資産(百万円)	23,163	24,974	24,506	28,488
純資産(百万円)	11,985	12,854	13,100	14,019

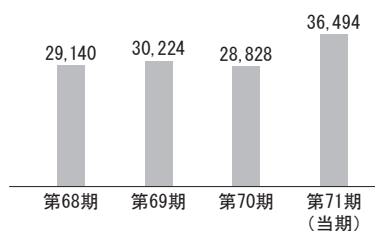
受注高

単位:百万円



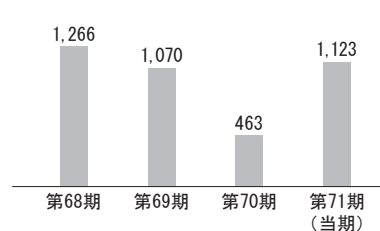
売上高

単位:百万円



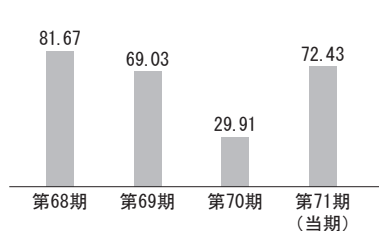
親会社株主に帰属する当期純利益

単位:百万円



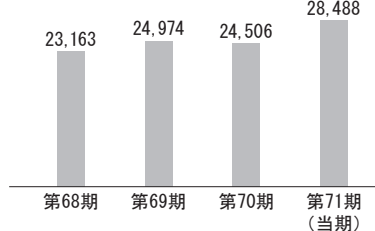
1株当たり当期純利益

単位:円



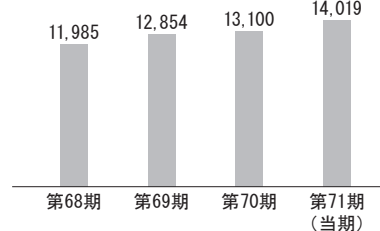
総資産

単位:百万円



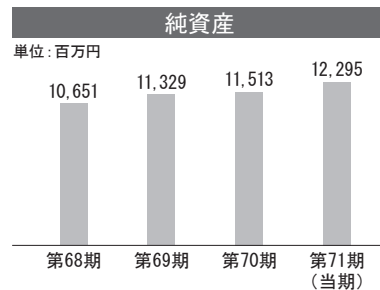
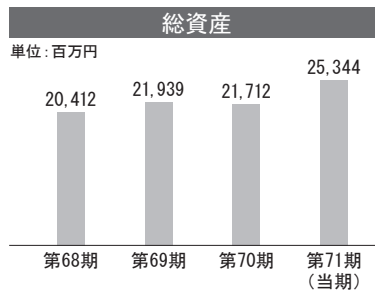
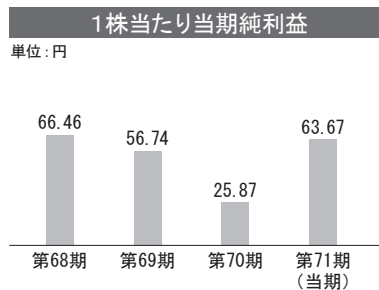
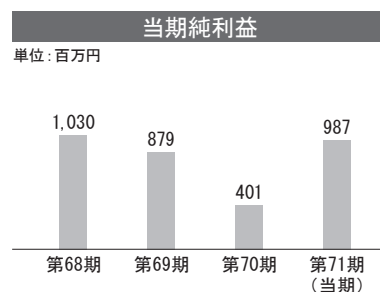
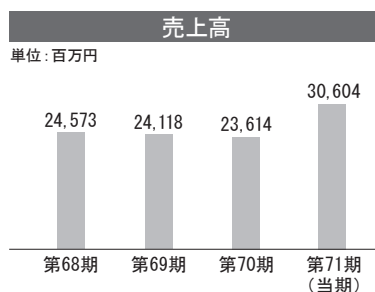
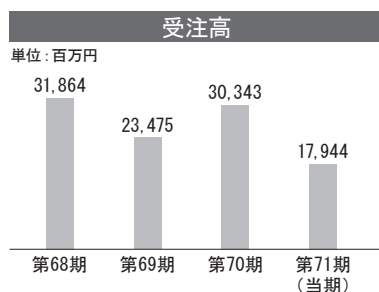
純資産

単位:百万円



② 当社の状況

項目 \ 期別	2016年度 第68期	2017年度 第69期	2018年度 第70期	2019年度 第71期(当期)
受注高(百万円)	31,864	23,475	30,343	17,944
売上高(百万円)	24,573	24,118	23,614	30,604
当期純利益(百万円)	1,030	879	401	987
1株当たり当期純利益(円)	66.46	56.74	25.87	63.67
総資産(百万円)	20,412	21,939	21,712	25,344
純資産(百万円)	10,651	11,329	11,513	12,295



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大が、国内外の経済活動に大きく影響を及ぼし、先行きの不透明感が増しております。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移するものの、民間設備投資は新型コロナウイルスの影響が懸念され、また建設技術者・技能労働者の担い手確保、労務・原材料価格の上昇懸念など不透明な状況が続くものと予測されます。

こうした状況下、当社グループは「中期経営計画（2020～2022期）」の方針であります「①安定的な受注と利益の確保、②提案型営業・設計施工の推進、③働き方改革の推進、④優秀な人材の採用と育成」の確実な遂行に最大限の努力をしております。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-30）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（2）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業などを行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市	栃 木 支 店	栃 木 県 小 山 市
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区	茨 城 支 店	茨 城 県 下 妻 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	東 北 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
さいたま支店	埼 玉 県 さいたま市		
子 会 社			
佐田道路(株)	群 馬 県 前 橋 市	彩光建設(株)	埼 玉 県 さいたま市
(株)島田組	群 馬 県 桐 生 市	(株)前橋機材センター	群 馬 県 前 橋 市
(株)リフォーム群馬	群 馬 県 前 橋 市		

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
471名	9名増	46.9才	21.8年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
375名	7名増	46.1才	24.0年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等
株式会社前橋機材センター	100.0%	建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、子会社の異動はありません。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社群馬銀行	50百万円
株式会社足利銀行	50百万円
三井住友信託銀行株式会社	20百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 15,507,490株（自己株式13,743株を除く）
 ③ 当事業年度末の株主数 6,017名（前期末比206名減）
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
佐 田 建 設 従 業 員 持 株 会	6,895百株	4.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,489	4.2
齊 丸 千 代	6,399	4.1
株 式 会 社 群 馬 銀 行	6,371	4.1
佐 田 建 設 伸 佐 会 持 株 会	5,913	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,675	2.4
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,601	2.3
株 式 会 社 ヤ マ ト	3,222	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,789	1.8
東 京 石 灰 工 業 株 式 会 社	2,600	1.7

（注）持株比率は、自己株式（13,743株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 屋 三 幸	
取 締 役	柳 下 憲 司	建築本部長
取 締 役	中 村 和 夫	管理本部長
取 締 役	赤 石 和 弘	営業本部長
取 締 役	星 野 克 行	土木本部長
取 締 役	多 田 満 之	営業本部副本部長
取 締 役	林 章	公認会計士・税理士
取 締 役	富 岡 政 明	特定社会保険労務士・行政書士
常 勤 監 査 役	荒 井 清 彦	
監 査 役	関 口 卓 男	
監 査 役	丸 山 和 貴	弁護士、カネコ種苗株式会社社外取締役
監 査 役	増 田 順 一	税理士

(注) 1. 当期中の取締役の異動

荒木 徹氏は、2019年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

2. 取締役林 章、富岡 政明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役丸山 和貴、増田 順一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役富岡 政明、監査役丸山 和貴の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	9人	38百万円
監 査 役	4人	14百万円
計	13人	52百万円

3-3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
監査役	丸山 和貴	カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	林 章	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
取締役	富岡 政明	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、必要に応じ、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役林 章氏、富岡 政明氏および社外監査役丸山 和貴氏、増田 順一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	2人	4百万円
社 外 監 査 役	2人	4百万円

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	24百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、経営企画部に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部が内部監査を兼担する。経営企画部は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対して毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

経営企画部は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、2001年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営企画部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、経営企画部が当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,534	流動負債	12,586
現金預金	9,877	支払手形	3,407
受取手形	37	工事未払金	6,006
完成工事未収入金	12,885	買掛金	102
売掛金	84	短期借入金	220
未成工事支出金	24	1年内償還予定の社債	130
材料貯蔵品	85	未払金	140
未収入金	491	未払法人税等	212
その他	48	未成工事受入金	1,262
		完成工事補償引当金	39
		賞与引当金	426
		役員賞与引当金	14
		工事損失引当金	55
		債務保証損失引当金	89
		その他	478
固定資産	4,953	固定負債	1,882
有形固定資産	4,166	社債	1,270
建物・構築物	984	長期未払金	4
機械・運搬具	170	再評価に係る繰延税金負債	445
器具・備品	52	退職給付に係る負債	95
土地	2,883	その他	66
その他	76	負債合計	14,468
無形固定資産	170	(純資産の部)	
ソフトウェア	5	株主資本	13,053
電話加入権	31	資本金	1,886
その他	133	資本剰余金	2,048
		利益剰余金	9,125
		自己株式	△5
投資その他の資産	616	その他の包括利益累計額	965
投資有価証券	358	その他有価証券評価差額金	△1
破産更生債権等	36	土地再評価差額金	967
繰延税金資産	199		
その他	58		
貸倒引当金	△36	純資産合計	14,019
資産合計	28,488	負債・純資産合計	28,488

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	36,083	
兼業事業売上高	410	36,494
売 上 原 価		
完成工事原価	33,170	
兼業事業売上原価	330	33,501
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,912	
兼業事業総利益	79	2,992
販売費及び一般管理費		1,454
営業利益		1,538
営業外収益		
受取利息配当金	1	
その他営業外収益	52	53
営業外費用		
支払利息	8	
その他営業外費用	21	29
経常利益		1,562
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
投資有価証券評価損失	7	
減損損失	91	98
税金等調整前当期純利益		1,463
法人税、住民税及び事業税	226	
法人税等調整額	114	340
当期純利益		1,123
親会社株主に帰属する当期純利益		1,123

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
2019年4月1日残高	1,886	2,048	8,207	△5	12,136
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△201		△201
親会社株主に帰属する当期純利益			1,123		1,123
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△4		△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			917	△0	917
2020年3月31日残高	1,886	2,048	9,125	△5	13,053

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2019年4月1日残高	1	962	964	13,100
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△201
親会社株主に帰属する当期純利益				1,123
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩		4	4	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△3		△3	△3
連結会計年度中の変動額合計	△3	4	1	918
2020年3月31日残高	△1	967	965	14,019

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム群馬・彩光建設株式会社・株式会社前橋機材センター

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金

個別原価法

材料貯蔵品

最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

3. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

4. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

5. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

6. 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建物	862百万円
	土地	2,592百万円
	合計	3,454百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,644百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日 2000年3月31日

③再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △979百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
埼玉県川越市	売却予定資産	建物及び土地	91百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については主にセグメントを基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産および売却予定資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記売却予定資産については売却の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（91百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却予定価額により算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,521,233	—	—	15,521,233

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,701	42	—	13,743

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる42株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	201	13.00	2019年3月31日	2019年6月27日

・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2020年6月25日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	279	18.00	2020年3月31日	2020年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式および債券であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	9,877	9,877	—
(2) 受取手形	37	37	—
(3) 完成工事未収入金	12,885	12,885	—
(4) 投資有価証券（その他有価証券）	131	131	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*1)	36 △36		
	—	—	—
資産計	22,931	22,931	—
	百万円	百万円	百万円
(1) 支払手形	3,407	3,407	—
(2) 工事未払金	6,006	6,006	—
(3) 短期借入金(*2)	200	200	—
(4) 未成工事受入金	1,262	1,262	—
(5) 社債(*3)	1,400	1,399	△0
(6) 長期借入金(*4)	20	19	△0
負債計	12,296	12,296	△0

(*1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 短期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が控除されております。

(*3) 社債は一年以内償還予定の社債が含まれております。

(*4) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

①金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに (3) 完成工事未収入金

これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券（その他有価証券）

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提出された価格によっております。

- (5) 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金並びに (4) 未成工事受入金

これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債、(6) 長期借入金

当社の発行する社債及び当社が調達する長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

②非上場株式の時価の算定方法に関する事項

非上場株式（連結貸借対照表計上額227百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	904円03銭
1株当たり当期純利益	72円43銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,251	流動負債	11,313
現金預金	7,921	支払手形	3,407
受取手形	12	工事未払金	5,013
完成工事未収入金	11,660	買掛金	86
売掛金	79	短期借入金	220
成工事支出金	23	1年内償還予定の社債	130
材料貯蔵品	16	未払払	62
未収入金	474	未払法人税等	169
その他	62	未成工事受入金	1,208
		完成工事補償引当金	38
		賞与引当金	370
		役員賞与引当金	14
		工事損失引当金	55
		債務保証損失引当金	89
		その他	445
固定資産	5,093	固定負債	1,735
有形固定資産	3,751	社債	1,270
建物・構築物	963	長期未払金	4
機械・運搬具	12	再評価に係る繰延税金負債	445
器具・備品	40	その他	14
土地	2,717	負債合計	13,048
その他	16	(純資産の部)	
		株主資本	11,329
無形固定資産	40	資本剰余金	1,886
ソフトウェア	5	資本準備金	2,005
電話加入権	29	資本剰余金	1,940
その他	5	その他資本剰余金	65
投資その他の資産	1,301	利益剰余金	7,443
投資有価証券	357	その他利益剰余金	7,443
関係会社株	657	繰越利益剰余金	7,443
長期貸付	80	自己株	△5
破産更生債権	34	評価・換算差額等	965
繰延税金資産	171	その他有価証券評価差額金	△1
その他	35	土地再評価差額金	967
貸倒引当金	△34	純資産合計	12,295
資産合計	25,344	負債・純資産合計	25,344

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	30,191	
兼業事業売上高	413	30,604
売 上 原 価		
完成工事原価	28,029	
兼業事業売上原価	323	28,353
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,161	
兼業事業総利益	89	2,251
販売費及び一般管理費		1,138
営業利益		1,112
営業外収益		
受取利息配当金	91	
その他の営業外収益	60	151
営業外費用		
支払利息	6	
その他の営業外費用	21	27
経常利益		1,236
特別損失		
投資有価証券評価損失	7	
減損損失	91	98
税引前当期純利益		1,137
法人税、住民税及び事業税	60	
法人税等調整額	90	150
当期純利益		987

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
2019年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,005	6,662	6,662
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△201	△201
当期純利益					987	987
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					△4	△4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計					781	781
2020年3月31日残高	1,886	1,940	65	2,005	7,443	7,443

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日残高	△5	10,548	1	962	964	11,513
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△201				△201
当期純利益		987				987
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△4		4	4	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△3		△3	△3
事業年度中の変動額合計	△0	781	△3	4	1	782
2020年3月31日残高	△5	11,329	△1	967	965	12,295

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 未成工事支出金 個別原価法
- ② 材料貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。)

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

⑥ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	862百万円
	土 地	2,592百万円
	合 計	3,454百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		3,328百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	140百万円
	長期金銭債権	80百万円
	短期金銭債務	170百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日

2000年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価
と再評価後の帳簿価額との差額

△979百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	85百万円
	仕入高	960百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		107百万円

(2) 減損損失

当会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
埼玉県川越市	売却予定資産	建物及び土地	91百万円

当社は、原則として、事業用資産については主にセグメントを基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産および売却予定資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当会計年度において、上記売却予定資産については売却の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（91百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却予定価額により算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	13,701	42	—	13,743

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる42株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	792円89銭
1株当たり当期純利益	63円67銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂川 修一 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂川 修一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	荒井清彦	印
監査役	関口卓男	印
社外監査役	丸山和貴	印
社外監査役	増田順一	印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営環境の変化に十分対処し得る財務体質を内部留保により図りながら、株主の皆様に対し安定配当を行うとともに、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、2020年3月10日に創業100周年を迎えたことを記念して、これまでご支援いただきました株主の皆様へ感謝の意を表すため、1株につき5円の記念配当を加え、1株当たり18円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
- | | |
|--------|-------------------------------|
| 当社普通株式 | 1株につき18円（普通配当13円、100周年記念配当5円） |
| 配当総額 | 279,134,820円 |

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つちやみゆき 土屋三幸 (1956年8月13日生)	1980年4月 当社入社 2010年6月 当社建築本部工事部工事課工事次長 2012年6月 当社リニューアル本部リニューアル部長 2013年12月 当社建築本部工事部第一工事部長 2015年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現在）	8,244株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>土屋三幸氏は、2018年から当社の代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、持続的な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
2	やぎしたけんじ 柳下憲司 (1953年5月7日生)	1976年4月 当社入社 2003年6月 当社本社施工事業部建築部長 2004年4月 当社建築本部工務部長 2008年6月 当社執行役員首都圏建築部長兼建築部第一グループ長 2010年5月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 2012年4月 当社執行役員東京支店長 2012年6月 当社常務執行役員東京支店長 2013年6月 当社取締役東京支店長 2014年6月 当社取締役建築本部長（現在）	7,438株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>柳下憲司氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2013年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
3	なかむらかずお 中村和夫 (1957年10月16日生)	1976年3月 当社入社 2006年6月 当社管理本部財務部次長兼財務グループ長 2009年6月 当社管理本部財務部長 2016年6月 当社執行役員管理本部財務部長 2017年6月 当社取締役管理本部長（現在）	12,332株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中村和夫氏は、当社の管理部門における豊富な経験と実績に加え、2017年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	あか いし かず ひろ 赤石和弘 (1958年8月11日生)	1982年4月 当社入社	3,400株
		2007年6月 当社本店営業部次長	
2009年4月 当社営業推進部次長			
2011年6月 当社営業推進部長			
2014年6月 当社栃木支店営業部長			
2015年6月 当社栃木支店長			
2016年6月 当社執行役員栃木支店長			
2018年6月 当社取締役営業本部長(現在)			
【取締役候補者とした理由】 赤石和弘氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、2018年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。			
5	ほし の かつ ゆき 星野克行 (1959年1月19日生)	1979年4月 当社入社	19,573株
		2009年4月 当社大阪支店土木部長	
2014年7月 当社土木本部土木推進部長			
2016年6月 当社執行役員土木本部土木推進部長			
2017年6月 当社執行役員土木本部統括部長			
2018年6月 当社取締役土木本部長(現在)			
【取締役候補者とした理由】 星野克行氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2018年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。			
6	* あら い きよ ひこ 荒井清彦 (1957年4月25日生)	1982年4月 当社入社	7,053株
		2010年6月 当社経営企画部次長	
2011年7月 当社経営企画部長			
2013年6月 当社経営企画部長兼秘書室長			
2016年6月 当社常勤監査役(現在)			
【取締役候補者とした理由】 荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験と高い見識に加え、2016年から当社の常勤監査役としての知識・経験を有し、当社事業内容に精通しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。			
7	はやし あきら 林章 (1949年9月28日生)	1977年3月 公認会計士登録(現在)	500株
		1978年11月 税理士登録(現在)	
1979年1月 林章事務所開設(現在)			
2008年6月 当社取締役(現在)			
【社外取締役候補者とした理由】 林章氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外取締役として重要な役割を果たしていただいております、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	とみ おか まさ あき 富岡政明 (1955年10月12日生)	1984年12月 社会保険労務士登録(現在) 1986年3月 行政書士登録(現在) 1999年6月 富岡労務管理事務所所長(現在) 2006年11月 特定社会保険労務士登録(現在) 2018年6月 当社取締役(現在)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 富岡政明氏は、特定社会保険労務士、行政書士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 林 章、富岡 政明の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
林 章氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。
富岡 政明氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
林 章、富岡 政明の両氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
6. 当社は富岡 政明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、および地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	＊ わた なべ ひで ゆき 渡 邊 秀 幸 (1960年2月9日生)	1983年4月 当社入社 1998年3月 当社営業部営業課長 2000年3月 当社総務部管財課長 2004年5月 当社経営企画室不動産事業部課長 2007年4月 当社本店営業部営業課長 2009年4月 当社さいたま支店第二営業部営業課長 2014年6月 当社さいたま支店営業部次長 2015年6月 当社さいたま支店営業部長 2016年12月 当社営業本部営業推進部長（現在）	3,400株
【監査役候補者とした理由】 渡邊秀幸氏は、当社の営業・管理部門における豊富な経験と実績を有し、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。			
2	まる やま かず き 丸 山 和 貴 (1951年6月24日生)	1981年4月 弁護士登録（現在） 1981年4月 丸山法律事務所開業（現在） 2004年6月 当社監査役（現在） 2015年8月 カネコ種苗株式会社社外取締役（現在）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 丸山和貴氏は、弁護士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。			
3	＊ き べ かず お 木 部 和 雄 (1950年9月13日生)	2007年6月 株式会社群馬銀行取締役兼執行役員東京駐在・東京支店長 2009年6月 同行常務取締役 2011年4月 同行常務取締役事務部長 2011年6月 同行専務取締役 2014年6月 同行副頭取 2015年6月 同行代表取締役会長 2015年10月 群馬県人事委員会委員（現在） 2019年6月 株式会社群馬銀行相談役（現在）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 木部和雄氏は、企業経営についての豊富な経験および金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、および地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	増田 順一 (1957年1月16日生)	2005年7月 名古屋国税局調査部特別国税調査官 2007年7月 関東信越国税局調査査察部調査第五部門統括国税調査官 2009年7月 木曽税務署長 2012年7月 関東信越国税局調査査察部調査審理課長 2014年7月 関東信越国税局調査査察部調査管理課長 2015年7月 関東信越国税局調査査察部次長 2016年7月 長野税務署長 2017年8月 税理士登録（現在） 2017年12月 当社仮監査役 2018年6月 当社監査役（現在）	100株
【社外監査役候補者とした理由】 増田順一氏は、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は社外監査役候補者であります。
 なお、当社は丸山 和貴氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数
 ① 丸山 和貴氏は、本総会終結の時をもって16年となります。
 ② 増田 順一氏は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
 丸山 和貴、増田 順一の両氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 木部 和雄氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
 社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末における取締役8名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、役員賞与総額1,400万円（取締役分1,050万円、社外取締役分100万円、監査役分250万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、月額1,500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,600万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」とい

う。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社 6 階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目 1 番地の 7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)